

児童扶養手当 手続き一覧

会津美里町 健康ふくし課 こども家庭支援係 TEL0242-55-1145

手続き一覧表

届出書や請求書は町役場窓口にございます。状況によって必要書類が増える場合がありますので、詳しくは上記電話番号までお問い合わせください。

手続きが必要な場合	手続きに必要なもの
①支給対象児童が増える時 ※額改定請求書	・新たに支給対象となる児童の戸籍謄（抄）本 ・手当の証書（全額停止中の方は除く） ・児童が施設を退所した場合は退所日のわかるもの（施設の受給者証など） ・児童が遺族年金等をもらっているときは年金証書（年金番号と金額のわかるもの）
②支給対象児童が減る時 ※額改定届	・児童が施設に入所した場合は入所日のわかるもの（施設の受給者証など） ※状況によって戸籍謄本、住民票、児童の婚姻届などが必要になります。
③母子（父子）の氏名を変更する時 ※氏名変更届 ※児童氏名変更届	児童の氏名変更の場合、必要書類はありません ・戸籍謄（抄）本 ・手当の証書（全額停止中の方は除く） ・預金通帳の写し（新氏名に変更済のもの）
④支払金融機関を変更したい時 ※支払金融機関変更届	・変更したい金融機関の通帳の写し ・手当の証書
⑤住所を変更（転居・転出）する時 ※住所変更届	・通帳の写し（他市、他県から転入の場合） ・手当の証書（全額停止中の方は除く）
⑥所得の高い親族と同居（別居）した時 ※支給停止関係（発生・消滅・変更）届	・手当の証書（全部停止中の方は除く）
⑦母（父）が婚姻した、または事実婚の状況にある時 ※資格喪失届	・婚姻した場合には氏名を変更した通帳の写し ・手当の証書（全部停止中の方は除く）
⑧子が住民票に関わらず別居する（している）時 ※別居監護、住所要件申立書	・申立書に学校長、寄宿舎の長または民生委員からの署名と押印
⑨受給者が死亡した時 ※受給者死亡届（未支払手当請求書）	・亡くなった方の戸籍抄本や除票、死亡診断書など死亡が確認できるもの ・手当の証書（全部停止中の方は除く） ・児童又は代理で手当を受ける人の通帳の写し

現況届 必要書類

- ・郵送された書類一式
- ・手当の証書（全部停止中の方は除く）
- ・母子（父子）全員分の「保険情報がわかるもの」の写し
- ・児童が別居している場合には別居監護、住所要件申立書に学校長、寄宿舎の長または民生委員からの署名と押印
- ・一部支給停止適用除外（黄緑色）が同封されている方は、就職状況のわかるもの（「保険情報がわかるものの写し」や事業所等の証明）

令和7年度 手当額（令和8年4月分より）

児童数	全部支給	一部支給（所得に応じて10円刻み）
一人のとき	48,050円	11,340円から48,040円まで
二人目以降の加算額	11,350円	5,680円から11,340円まで

*支払日は奇数月（1.3.5.7.9.11月）の11日です。11日が休日の場合は前倒して近日の平日となります。

年間計画

- 4月…額改定のお知らせを郵送（児童が18歳到達の場合は喪失通知や額改定通知を郵送いたします。）
 - 6月…公的年金給付等受給状況届のご案内（対象者のみ）
 - 8月…現況届提出期間（全受給者対象）※所得の申告が必要です。
 - 12月…現況届の結果通知と手当証書（対象者のみ）を郵送
- ※手続に必要な書類やご案内、その他手続きが発生した場合には事前に町役場から対象者様へ郵送いたします。詳しくはお問い合わせください。

児童扶養手当 用語説明

- ・一部支給停止適用除外事由届出書
…手当を受け取ってから5年等が経過すると手当の2分の1（一部）が「支給停止」となってしまうため、届出書を提出していただくことにより、適用されないようにするものです。
- ・公的年金給付等受給状況届
…児童扶養手当と各種公的年金を同時に受け取っている方へ、年金額の変化（増額・減額）などを確認するために届出いただくものです。

所得制限表

児童扶養手当では所得制限があります。申請者（母または父）の所得だけではなく、同じ住所に住んでいる方全員の所得も審査の対象です。

【扶養義務者とは】

同じ住所に住んでいる方のうち、申請者の直系血族の方は扶養義務者（一緒に児童を養育する立場にある方）となります。児童であっても、就職して所得がある場合には、対象児童兼扶養義務者として所得審査の対象です。※児童扶養手当では世帯分離をしても所得審査の対象です

【所得制限表の見方】（令和6年11月以降）

所得は今現在の所得を見るのではなく、1月～9月までは前々年、10月～12月までは前年の所得を見ます。扶養親族の数は確定申告（年末調整）を行った時点での人数です。所得から（給与収入、年金収入の方は）10万円を引き、社会保険に加入している方はさらに8万円、加えてその方の医療費控除などを差し引いた後の金額で判断します。※養育費の80%も所得に含まれます。

扶養親族の数	申請者本人（全部支給に該当）①		申請者本人（一部支給に該当）②		扶養義務者
0人	全部支給	690,000円	一部支給	2,080,000円	2,360,000円
1人		1,070,000円		2,460,000円	2,740,000円
2人		1,450,000円		2,840,000円	3,120,000円
3人		1,830,000円		3,220,000円	3,500,000円
4人		2,210,000円		3,600,000円	3,880,000円
5人		2,590,000円		3,980,000円	4,260,000円

①を超えない場合には手当が全額支給されます。（全部支給）

①を超えても②を超えない場合には手当の一部が支給されます。
⇒一部停止の状態（一部支給）

②を超えてしまう場合には手当は支給されません。（全部停止）

扶養義務者が制限を超えてしまった場合も手当は支給されません

【例】

- ・令和8年の8月に申請⇒令和7年度所得（令和6年分所得）
 - ・令和8年の12月に申請⇒令和8年度所得（令和7年分所得）
- 扶養親族の数が0人で所得が550,000円、養育費を年間600,000円受け取っている場合。
- ⇒養育費の80%が所得になるので $600,000 \times 0.8 = 480,000$ 円
よって所得は $550,000 + 480,000 = 1,030,000$ 円
ここから10万円と8万円を控除するため、
 $1,030,000 - 100,000 - 80,000 = 850,000$ 円
850,000円は①（690,000円）を超えてしまうので全部支給にはなりません、
②（2,080,000円）は超えていないため一部支給となります。

